

改正後	改正前
<p>1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）が行う日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 0001 日持ち生産管理切り花</u></p> <p>3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 0001</u>による。</p> <p>4 生産行程についての検査 生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、<u>簡条 5</u>に掲げる事項の記録（以下“<u>管理記録</u>”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、次に掲げる事項について確認することによって行う。</p> <p>a) 当該生産行程に係る<u>管理記録</u>が当該生産荷口に係るものであること b) 当該生産荷口に係る<u>生産方法</u>が <u>JAS 0001</u> の<u>簡条 4</u> 及び<u>簡条 5</u>に適合するものであること</p> <p>5 管理記録 管理記録に記録すべき事項を次に示す。</p> <p>a) (略) b) 切り花の種類 c)～g) (略) (削る。) h) 採花から出荷前までの管理 i) (略) (削る。) j) <u>設備の点検</u> k) <u>冷蔵保管する場所の管理</u> l) <u>器具の管理</u></p>	<p>1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び<u>同法</u>第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）が行う日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査 <u>日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下「<u>生産荷口</u>」という。）ごとに、<u>簡条 3</u>に掲げる事項の記録（以下「<u>管理記録</u>」という。）を適切に作成及び保管し、当該<u>管理記録</u>に基づき、次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。</u></p> <p>a) 当該<u>生産行程</u>の<u>管理記録</u>が当該生産荷口に係るものであること b) 当該生産荷口に係る<u>生産の方法</u>が <u>JAS 0001</u> の <u>3</u>に規定する<u>日持ち管理の基準</u>に適合するものであること</p> <p>3 管理記録 管理記録を次に示す。</p> <p>a) (略) b) <u>生産する切り花の種類</u> c)～g) (略) h) <u>作業場の管理</u> i) 採花から出荷前の管理 j) (略) k) <u>設備、冷蔵保管する場所及び器具の名称並びに管理方法</u> (新設) (新設) (新設)</p>

